

平成24年度普通会計決算認定特別委員会

平成25年10月23日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

樫本委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時35分）

直ちに議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることにいたします。

児嶋警察本部長

樫本委員長，岩丸副委員長をはじめ，委員各位には日頃より警察行政各般にわたり，御理解と御協力を賜っておりますことに，この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

それでは，私から平成24年度の警察本部主要施策の成果の概要について，御説明いたします。

県警察では，平成24年中，「県民とともに歩む力強い警察～安全・安心とくしまの実現」を運営指針とし，5つの運営重点に基づき，警察活動を推進してまいりました。

まず第1は，「身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保」であります。

平成15年以降，身近な犯罪の抑止のため，県警察が組織の総力を挙げて「街頭犯罪及び侵入犯罪抑止総合対策」に取り組んだ結果，平成24年中の刑法犯認知件数は6,0466件と，9年連続で減少し，戦後最多でありました平成15年当時と比べまして，半数以下となりました。また，街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数につきましても，ピーク時の4割以下になったところであります。

県警察では，子どもと女性を犯罪被害から守るため，声かけ，つきまとい等の段階で行為者を特定し，検挙・指導警告の措置を講じる先制・予防的活動を強化したほか，振り込め詐欺等の被害防止のため，防犯ボランティアや金融機関等と連携した広報啓発活動，非行少年に対する立ち直り支援活動等の少年非行防止対策，犯罪被害者支援の充実等の諸対策を推進し，県民の安全・安心の確保に努めてまいりました。

第2は，「重要犯罪等の徹底検挙」であります。

平成24年中における殺人，強盗等の重要犯罪の認知件数は48件で，検挙人員は31人，検挙率は79.2パーセントでありました。平成24年中は，ぱちんこ店駐車場における強盗致傷事件をはじめ，殺人事件，放火事件等を早期に検挙したほか，暴力団対策では，指定暴力団六代目山口組傘下組織組長等を恐喝事件等で検挙し，組織を壊滅させたところであります。

第3は，「交通死亡事故の抑止」であります。

県警察では，交通事故死者数を可能な限りゼロに近づけることを目標に，悪質かつ危険性の高い違反に重点を指向した指導取締りをはじめ，関係機関・団体等との連携をより一

層強化し、高齢者等に対する交通安全教育、交通安全施設の整備、効果的な運転者講習等を推進いたしました。その結果、平成24年中の交通事故死者数は32人で、道路交通法が施行された昭和35年以降最小となり、年間の交通事故死者数を30人台後半にするという「第9次徳島県交通安全計画」の目標を3年前倒しで達成したところであります。

第4は、「災害、テロ等緊急事態への対処の強化」であります。

平成24年中、県警察から東日本大震災の被災地へ、計73日間、延べ1,318人の派遣を行いました。

また、内閣府から南海トラフ巨大地震の被害想定が公表され、県からも新たに巨大地震に係る津波浸水想定が公表されたことに基づきまして、県警察におきましては、最新の被害想定を勘案し、災害警備計画の見直しを進めるとともに、災害警備訓練の反復実施による警備活動の練度の向上と防災関係機関との連携強化を図ったところであります。

第5は、「現場執行力と警察活動基盤の強化」であります。

職員の世代交代が進む中、県警察では、「精強な第一線警察構築のための総合プラン」を策定し、平成24年中、ロールプレイング方式による実戦的訓練をはじめ、ベテラン職員等による伝承教養を実施するなど、若手職員の早期戦力化等に向けた諸施策を推進いたしました。また、優秀な人材確保に向け、幅広い募集活動を展開するとともに、現場執行力の強化に資する人事配置等を推進し、警察活動基盤の強化に努めたところであります。

以上、平成24年度警察本部主要施策の成果の概要について御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

久次米警務部理事官

私からは、説明資料4ページにございます平成24年度の歳入歳出決算額について、御説明申し上げます。

まず、（1）の歳入決算額でございますが、予算現額18億1,133万9,000円に対しまして、収入済額は使用料及び手数料など、総額17億9,216万6,702円となっております。

なお、収入未済額の267万3,000円につきましては、放置駐車違反の運転者の特定が困難な場合、その車両の使用者が納付する放置違反金が未納となっているものでございます。

続きまして、（2）の歳出決算額につきましては、予算現額206億5,262万2,055円に対しまして、支出済額は、人件費や施設整備費、その他活動費で、総額202億9,566万7,893円となっております。

以上が、平成24年度の歳入歳出決算額の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

樫本委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

庄野委員

平成24年度の警察本部主要施策の成果ということで、御報告を頂きました。第1の「身近な犯罪の抑止と安全安心の確保」で、子どもと女性を犯罪被害から守るために、先制・予防的活動を強化することは、非常に重要なことだと思います。私も過去の総務委員会で、防犯、犯罪を抑止するという意味で、防犯カメラの設置を求める、また、設置状況について、お訊きをしました。その時の答弁では、防犯カメラの設置状況については、県警が設置したものは現在58台、県警から要請によって自治体などが設置したものは5箇所11台あるということでした。

先般公表されました警察白書には、「県警による防犯カメラの設置を拡充する」ということが載っておりましたし、ニュースでも報道されておりました。しかし、県内では、まだまだ防犯カメラの設置が進んでないように感じます。

そこで、決算認定委員会ですので、現在設置されているカメラの設置に掛かる財源についてお訊きします。この財源は国費なのか、また、県費で設置している防犯カメラがあるのかどうか、その辺りをお訊きをしたいと思います。

竹内会計課長

委員御指摘のとおり、県警察は、これまで58基の防犯カメラを公費によって整備しております。その財源の内訳につきましては、徳島市内及び板野郡内に整備いたしました20基は、全額国の交付金であります「安心こども基金」によって整備したものであります。また、徳島市八万町に整備しました25基、それから徳島市北田宮に整備しました7基は、全額警察庁予算によって整備したものでございます。徳島市藍場浜公園、新町川水際公園等に整備いたしました6基は、警察庁補助金を活用して整備したものでございます。いずれも国の交付金等を活用したものでありまして、県単独の財源で整備したものはございません。

庄野委員

県単独の財源で設置した事例はないということですが、これから防犯カメラ等々の設置を求める声が高くなってくると思います。そのような場合、迅速にそれらの要望に応えるため、これから県費での設置も検討していかねばならないと思っております。

他県では、県費で防犯カメラを設置している事例はあるのでしょうか。

竹内会計課長

全国警察におけます整備状況は承知しておりませんが、四国内におきましては、香川県警察は254基を整備しまして、うち29基が県単独予算、その他は国の交付金を活用しております。高知県警察は4基を整備しまして、すべて国の交付金を活用しております。愛媛県警察は33基を整備しまして、すべて国の交付金を活用している状況でございます。

庄野委員

四国内の状況をお聞きしました。隣の香川県では、県費でやってるということもわかりました。防犯カメラの必要性については過去にもお訊きしたことがあります。その必要性は非常に理解していると御回答を頂きました。全国で検挙された事例を見ても、防犯カメラによって犯人を特定をして検挙するということが多く見られます。やっぱりその必要性については、県警察も重々承知しているということですか。

小倉生活安全部長

防犯カメラ設置の有用性、有効性についての御質問でございますが、委員もおっしゃったとおり、防犯カメラの設置については、犯罪の未然防止とか犯罪発生時の的確な対応、また、証拠保全措置等々にも極めて有効であると県警察においても認識いたしております。

庄野委員

冒頭にも申し上げましたけれども、今後、地域住民の方から強い要望が出たときに迅速に対応するためには、県費での設置も重要であると思います。女性や子供たちが犯罪に巻き込まれるのを未然に防止する抑止効果を十分に発揮してほしいという要望があれば、十分検討されて、設置の方向で実施されるよう強く要望いたしますけれども、それについてはどうでしょうか。

小倉生活安全部長

防犯カメラの設置要望に対する県警としての対応でございます。

先ほど申しましたとおり、防犯カメラの必要性、有効性については、県警察としても十分認識しているところでございます。ただ、本県の厳しい財政事情を考慮いたしますと、現在のところ県単独の財源によりまして予算を措置して、防犯カメラを整備することは困難であると認識いたしております。また、公費での整備につきましては、限りある予算の中で多くの要望に的確に応えることができないことなど、拡充という面から限界がございますので、引き続き、自治体、民間事業者、地域住民等に対しまして、防犯カメラ設置による犯罪抑止効果と呼びかけ、自主的な整備を促すことも必要であると認識いたしております。

先ほどから委員御指摘のとおり、多くの地域住民等から防犯カメラの設置要望が寄せられております。そのことは県警も承知いたしております。したがって、県警察におきましては、これらの要望を真摯に捉えて、今後も国の予算を活用するほか、防犯関係等の公益団体といったところにも働きかけをするなどして、必要な財源確保に努めまして、整備が可能と認められた場合には、その設置の必要性を慎重に見極めた上で、要望にできるだけ応えてまいりたいと考えております。

庄野委員

迅速に設置することが必要だろうと思いますが、県も厳しい予算の中で、すぐに県費で云々ということは難しい部分があるのも承知しております。しかし、ここは早急に付けた

方が良いと判断された場合には、隣の香川県でも県費で設置している事例があるのですから、そこは当初から困難と言わずに、国の交付金とかいろいろな予算を有効に使って設置することはもちろん、本当に緊急を要する場合は、やっぱり県費でも設置をして犯罪を未然に防ぐと。

私もいろいろ調べましたけれども、防犯カメラの場合、常時どこかモニターで見ているタイプもありますが、1週間分をハードディスクに録画していくという機種もございまして、かなり低額化してきております。防犯カメラを付けてあることで、非常に抑止効果になるわけです。何かあった場合は県警察がデータを回収して、過去何時間か、何日かの映像を確認して犯人を特定するという事に繋がります。例えば、地下トンネルでしたら、そんなに高額なものでなくても防犯カメラを設置することによって、24時間監視してますということが一つの抑止効果に繋がります。

ここに防犯カメラが必要だとなれば、設置に向けての迅速な対応を、御尽力を賜りたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

小倉生活安全部長

迅速な設置を働き掛けるべきという御質問を頂きましたが、先ほど申し上げましたとおり、県警察としましても必要な予算の確保に努めまして、整備が可能と認められた場合には、設置の必要性を慎重に見極めて要望に応じてまいりたいと考えております。御理解のほど、よろしく願いいたします。

庄野委員

今まで申し上げましたけれども、警察白書に新たな防犯カメラの増設等々が書き込まれましたので、地域の要望がございましたら、是非、迅速な対応をお願いいたしまして、終わります。

竹内委員

今年度、本県に赴任されました児嶋本部長、そして河村警務部長、まずは心から御歓迎申し上げたいと思います。リーダーシップを取っていただいて、本県の県民が正に安心・安全、枕を高くして眠れるという現状の県警の努力を継続していただきたいと心からお願いを申し上げておきます。

本部長の報告でもありましたように、本県の犯罪は9年連続で減少していると。大変うれしく、心強い限りであります。歴代の本部長さんをはじめ、幹部の皆さんや、何よりも現場で雨の日も風の日も、また、厳寒の手の凍え、足が痺れるようなときも、そして真夏の暑い時期も率先して街頭に出て頑張ってこられた現場の警察官の皆さんの御尽力というのは、言葉に言い尽くせない大変な御努力であり、本当に心から感謝を申し上げ、敬意を表する次第であります。特に、平成24年度は、先ほども報告にありましたが、暴力団では六代目山口組傘下の組長をはじめ、これをやっつけていただいたと。あるいは、交通関係では、死亡者を32人に抑えていただいた、特筆すべきことではなかったのかなと思いま

す。そして、例の3.11の東日本大震災から、ずっと連続して被災地に駆けつけていただいて、本当に悪い環境の中でも一生懸命に被災者の収容、あるいは交通の指導など、いろんな分野で頑張っていたいただいた警察官の皆さんにおいては、メンタル的な面で大変な御苦勞をされたと思います。そういう人にも心から感謝を申し上げる次第であります。

そこで、本県の震災対策についてお伺いをしたいと思います。私は、総務委員会に属するのが非常に少ない関係もありまして、属すたびに、あるいは本会議でも申し上げましたけれども、徳島県で一番大切な警察署である東警察署の件でございますが、これは有識者会議の提言を受けて、今、推進中だと聞いておりますし、随時中間報告も頂いてきたところではあります。100万円の調査費を計上しているところでございますが、現在までの調査の進捗状況がわかれば教えていただきたいと思います。

河村警務部長

徳島東警察署庁舎の整備につきましては、県警察にとって重要な課題の一つと認識しております。本年度予算において、調査研究のための費用が措置されたことは、庁舎整備に向けての大きな第一歩を踏み出したと認識しております。事業の内容につきましては、全国警察において新築された庁舎を視察し、治安、あるいは防災面の機能などについて調査を行うほか、同署の庁舎整備には多額の予算を伴うことから、民間資金を活用した、いわゆるPFI方式による整備など、総事業費抑制の観点からも研究を進めております。

現在の進捗状況につきましては、PFI方式により整備した警視庁原宿警察署庁舎、千葉県警察本部庁舎ほか、徳島東警察署と同規模警察署となる福井県警察福井警察署庁舎など、5施設の視察を終了したところでございます。引き続き、他の施設について視察を行う予定でございます。これらの調査研究の結果は、来年度策定予定の「基本構想」に反映させてまいる所存でございます。

竹内委員

今お伺いしますと、100万円の調査費でどれだけできるのかわかりませんが、今の警務部長の話では、着々と進んでいるようであります。PFIでやるというような話ですが、こういう方向に決定というか、そういう方向でもう進んでいると解釈してよろしいですか。

河村警務部長

現在の段階では、PFI手法の可否を決定しておりません。

来年策定する予定であります基本構想におきまして、PFI手法の可否についての調査を盛り込む予定でございます。

竹内委員

そうすると、来年、基本構想を策定するということですが、PFIの他に、例えば一番の問題になっている場所をどのようにするかというものも含め、来年の構想の中には入っ

てくるのでしょうか。その構想の内容がわかれば、教えていただきたい。

河村警務部長

徳島東警察署クラスの大規模庁舎の整備につきましては、設計の前段階で、しっかりと基本構想を取りまとめる必要がございます。基本構想の内容につきましては、県警察がこれまで実施した、若手職員による部内意識調査や有識者会議からの御提言を頂いた結果を踏まえ、警察署庁舎独自の留置施設や取調室のほか、南海トラフの巨大地震に的確に対応するための防災施設など、新庁舎に求められる機能、規模、予算等、様々な角度から分析を加え、設計に向けた方針を取りまとめる予定でございます。議員御指摘の立地条件につきましては、有識者会議から事件事故に迅速・的確に対応できる場所、災害発生時に警察力を発揮できる場所、県民の利便性に配慮した場所の御提言を頂いているところでございまして、立地につきましてはの基本構想の策定と同時にやっていかななくてはならないと認識しているものでございます。

県警察といたしましては、徳島東警察署が県都徳島市の治安、あるいは防災拠点のシンボルとして新たに整備されるよう努力してまいる所存でございます。引き続き、議員各位の御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

竹内委員

若手の素晴らしい頭脳や、有識者会議の提言等を踏まえて実施されるということでございます。徳島東警察署といたら、東京都で言うと警視庁みたいなもので、ここが耐震もできていない。地震で倒れるのか予測しなければならない。今の徳島東警察署のところだったら地盤も悪い。そこに津波が来て、かちどき橋で堰き止められた波は、必ず溢れて徳島東警察署のほうに向いて行きます。我々素人でもわかります。そうすると40分くらいですか、そのうち地下に居る被疑者の皆さん方を一生懸命逃がす前に倒れてしまったら、逃がすことも大変だと我々も非常に心配しているわけです。我々も徳島県に金がないことは十分々知り尽くしているわけですが、金がないからできないのは理由にならないと思います。県民の最先端に立って、警察の最先端に立って、本部から言えば一番大事な徳島東警察署がそういう形になったら、もう哀れで、なにをか言わんやであります。だから、先ほど警務部長がおっしゃったPFIですが、金がないのでそちらのほうに向かうのだろうと私も推測をいたしております。とにかく一日も早くやらなければならない。重要犯罪等々減らしていただいて、全国でも指折りの非常に素晴らしい警察であります。これができないと今までの功績は消えてしまうと思います。これに全力を注いでいただきたい。赴任した早々でございますけれども、本部長の決意をお訊きしたい。

児嶋警察本部長

発災が迫っております南海トラフ巨大地震に万全の体制で備えていくということは非常に大事でございまして、その上で老朽化した警察署の耐震化というのは警察にとって急務であります。特に、今おっしゃいました県都徳島市の治安を預かります徳島東警察署の建

て替えというのは喫緊の課題であると認識をしておりますので、スピード感を持って警察活動の拠点整備を強力に進めていきたいと考えています。

竹内委員

本部長の決意をお伺いしました。我々県議会でもね、今日は共産党がいませんが、共産党も含めて、これを早くしていただきたい。しようと思ったら、議会の決議はいつでもできます。しかし、従来から警察の皆さんは控え目で、議会での決議はちょっと待っていただきたいと前の本部長にも言われたことがあるのですが、それくらい議会は危機感を持っております。いつでも決議しようと思ったら、明日でもできます。それくらい徳島東警察署の問題については、徳島市内以外の県議も非常に危機感を持ってくださっていますので、是非、今の本部長の御答弁どおりにしていただきたい。これについては、知事もいますので、なかなか警察だけで決めるわけにはいかないということは十分に理解しております。しかし、熱意でやり切るんだということが知事部局にも通じるように、知事も仕方ないという気持ちに、もうなりつつあるのだろうとは思いますが、やっぱり一日も早くやってほしいということ、今後、強く期待しております。

もう一点、立地の話ですが、当初、私は東工業高校の跡地に7階か8階ぐらいの高い建物を建てていただくのが総合的に一番優れていると思っていました。あの辺りは低いので、逃げるところはない。あの橋に逃げてくるのではないか。その上のほうに柔剣道場を造っていただいて、そこへ避難するのが一番だと前にも提言したことがあるのですが、この話についてはどうも途中で頓挫しているようで、それは知事部局との話があるからだろうと思います。今、徳島新聞社の横の聾学校のところだという話が漏れ聞こえていますが、朝のラッシュ時にあそこから緊急の車は出られません。城東高校から福島町のほうに迂回しても、結局、幹線は一杯です。こんなことを言ったら広瀬さんに笑われますが、徳島本町というのは西日本一交通渋滞の激しいところで、その近くへ来て、果たして緊急時間に合うのかどうかというのは、私は大変危惧いたしておりますので、知事部局に言われたとおりにしないように。やっぱり警察というのは、皆さん方が一番よくわかっているわけですから、どんなときでも常に緊急発進ができて、できれば地域住民のためにもなると。知事は一石二鳥三鳥とよく言うので、あの人も考えてくれているとは思いますが、どうもそうではないような、あそこに行くような話になりつつあるというのは、私個人的にはけしからん話だと思います。警察の機動力というものが全然読めていない。もう絶対出れませんよ。そういうことも十分に考えて、警察には警察のきちとした考え方があるということを知事当局に強く当たってほしい。私はそのことを強く要望いたしておきたいと思っております。

もう一点、この前、読売新聞にも載っていたのですが、全国でも耐震化というのは進んでおらず、今、徳島県は53パーセントということで、全国ワースト5と書かれておりました。今までの警察署の統合計画で、我々は早くに1年に1警察署を新築するという時期がありました。これがいろんなことで後退をして、交番なども3つが一緒になって、新しく造ってという構想をお聞きしていたのですが、もう全部なくなって、今は耐震して

いくと。交番の統合などというのもなかなか進んでいないわけで、今現在、それはあるのですからそれはそれでいい。この間の議会で請願が採択になりました阿波と吉野川、それから、つるぎの合併吸収について、美馬のほうはどうも美馬署に行くようにほぼ決定されているようですが、この前の請願では、吉野川と阿波署は阿波市のほうにということで一応通ったのですが、それをどっちにするにしても、耐震はできていないし、老朽・狭隘化が進んでいるわけで、これらの改修や耐震工事を行う予定について、お聞かせ願いたいと思います。

竹内会計課長

吉野川・阿波、それから、美馬・つるぎの4署の統合に伴います、それぞれの庁舎について的大幅な改修の必要性というものはないのでありますが、統合先となります吉野川署、あるいは美馬警察署には一定の署員が増加することになりますので、それを踏まえまして、新たな執務室の整備等、必要最低限度の修繕の必要であると認識しております。ただ、これらの修繕につきましては、予算措置の必要もありますことから、今後、財政当局と調整後、統合後におけます警察活動や住民サービスに支障を及ぼさないように対応してまいりたいと考えております。なお、庁舎の耐震化の方につきましても、警察署の統合計画の実行後、今後の整備のあり方について、速やかに検討を進めたいと考えております。

竹内委員

最小限度の耐震化をしておかないと、何というか、落ちるかもしれないわけで、その辺について大変苦慮されていると思いますけれども、できるだけ倒れることだけはないようお願いを申し上げたいと思います。

西沢委員

今の関連から行きます。警察、徳島東警察署も含めてですけれども、これから建てるものについて、建物の耐震や津波の高さとかいろいろありますが、まず耐震のほうについては、当然ながら警察署などは安全度が1ということではありませんよね、幾らですか。

樫本委員長

小休します。（11時15分）

樫本委員長

再会します。（11時16分）

西沢委員

例えば、民間などの普通の建物を1としたら、重要な警察署は1.25倍とか、もっと重要なものだったら耐震強度を1.5倍にするというのは、建築基準法などで決まっているはずで。それはそれとして、津波の高さなどは決まっていない。津波はシミュレーションど

おりの形になっているのではないかと思います。私も前に言いましたけれども、建物の重要度に合わせて、もっと津波の高さを上げるべきで、シミュレーションどおりではいけないのではないかと思います。建物そのものが浸かる場合は仕方ないのですが、非常用電源について、シミュレーションの高さどおりにするのか。そうしたら、警察署にとって問題があるのではないかと。当然、金額にもよりますが、それほど金額が変わらないのであれば、シミュレーションどおりにせず、安全度を見てより高くするべきだと思います。私は、災害があったとき、公共施設の中でも特に重要拠点となる警察署などはそうすべきだと思います。そういうことからして、どういうふうに考えていますか、私はそう思うのですが、いかがですか。

西岡警備部長

ただいま、委員のほうから御質問がございました耐震の関係ですが、警察庁舎につきましては、通常の1.5倍ということでございまして、i S値につきましては、0.6というのがデータです。

西沢委員

津波の高さについてはシミュレーションどおりですか。そっちのほう重要です。

樫本委員長

小休します。（11時18分）

樫本委員長

再開します。（11時19分）

西岡警備部長

ただいまの震度の関係ですが、議員がおっしゃいました装置、設備など、いろいろございますけれども、それについては明確な基準はございません。しかし、ないとは言え、建物のほうには防災拠点としての耐震基準がある警察署ということでございますので、やはり津波対策とか、浸水対策とか、いろんなものを勘案しながら、できるだけそれに近いような形で進めてまいりたいというところでございます。

西沢委員

当然ですよ、でも今までは考え方がそうではなかった。だから、どことは言いません、私のところの近所ですけれども、地面から50センチメートルくらい上げたところに非常用電源を造りました。隣に大きな山があって、山の上に敷地もあり、防災公園という敷地もあります。そこへ持って行って設置し、そこからケーブルを引っ張ったら、何も問題はない、十分な高さはあると。20メートルぐらひはある。だから、そういうことも踏まえて、ただ単にシミュレーションで決められているから、そのとおりにというのではなく、余り

お金が掛からないのであれば、そういう安全度をやっぱり考えないといけないということをおもうわけです。だから、私は以前にもそういうことを言ったのですが、そのとおりになっていないからなぜかと思いました。やっぱり、金が掛かるのであれば、当然ながら考えなければならぬと思いますが、隣の山に設置するだけですから、防災公園に向けて設置し、そこからケーブル引っ張ったら非常用電源ができるのですから、お金は掛からないと思います。だから、やっぱりそういう配慮といいますか、できるだけ高く上げようという気持ちももっとなかったらいけないのではないかと思います。それはそれで終わっておきます。

それから、今日も車で県庁まで運転してきたのですが、確か時速50キロメートル制限ぐらいのところを前の車が時速20キロメートルくらいでとろとろ走っていました。カーブが多いから、これはちょっとまずいなという運転でした。高齢者の運転免許の返還、返納はどうなっていますか。

広瀬交通部長

高齢者の自主返納につきましては、交通事故の増加等があります。そのほか、地域での生活の道、確保という点もございますけれども、必要性のない方については、あらゆる講習等の機会を通じまして、自主返納をお願いしております。返納に当たりまして、特典ということがあるのですけれども、タクシーの料金の割引、あるいはバスの割引等の制度を実施しているところでございます。

西沢委員

それは知っております。数値というか人数の変化はどうなっていますか。

樫本委員長

小休します。（11時22分）

樫本委員長

再開します。（11時22分）

広瀬交通部長

申請による取消件数であります。過去5年間で申しますと、平成20年が169件、平成21年が192件、平成22年が322件、平成23年605件、平成24年が565件となっております。

西沢委員

かなり順調に伸びているみたいということで、運転が上手な方は当然いいのですが、高齢者の運転技能を調べ、ある程度悪かったら、ちゃんとその話をさせていただきたい。技能講習などもちゃんとしてほしいと思います。やっぱり、交通の流れというものがあり、そのために事故が起こることは十分にありますので、そういうことでは残念ですが、高齢になってだんだん運転しにくくなった方には返納をお願いしていくと。より積極的にお願い

するという体制も必要だと思います。どんどん増えているみたいですので、少し安心しました。

次に、災害時の御遺体の取扱の件であります。この前の防災対策特別委員会で話をしたのですが、警察の方は本当に一生懸命されて、私も頭が下がる思いがするのですが、残念ながら今のシミュレーションの状況では、亡くなる人数が絶対的に多い。牟岐などは1,000人、隣などは2,000人、3,000人という数で、何千人という方たちが南の各町で亡くなると。そんな中で、当然、それに対する準備は必要ですが、残念ながらこの前の防災対策特別委員会で訊くと、危機管理部から人数的な返事はしていただけなかった。シミュレーションでは、今のところ大きな災害になると県下で3万1,000人ぐらいが亡くなるという形になりますが、県警としては、人数的にどういうふうを考えていらっしゃいますか。

松岡刑事部長

検視体制の確保という点でございますけれども、現在、徳島県の警察の大震災等警備計画というものがございまして、一応、その中で体制を組んでおります。捜査一課中心としたしまして、上席検視官という者がおりますけれども、以下72名の体制を現在構築しているところでございます。しかし、今御指摘のありましたように、多くの死者が予想されるところでございまして、警察の検視業務に関わる人員の強化というのも検討しているところでございます。また、東日本大震災におきまして、広域緊急援助隊というものがございまして、刑事部門で被災された方に対して対応していくところでございますけれども、全国で4,700名を指定しております。そのうちの1,240名が検視の担当の警察官ということになっておりまして、この者が警察庁と協議をしながら、各県のほうに派遣という形になってございます。そのことから、こういう応援部隊というのも考慮して検視体制に当たっていきたいと考えております。

西沢委員

検視官が千何百人ということで、今、3連動地震が起こると全国的に数十万人、徳島県でも3万1,000人の死亡者が出ると言われています。そうすると、検視官の数で割ったら1人当たりの人数が非常にすごくなってきます。だから、そういう意味では、もっとできる体制づくりというのも当然必要ですし、ただ、千何百人の検視官と言えども、現実的な対応として、今、通常的な業務を行う人数としては非常に少ないと思われま。やはり、そこら辺をどういうふうに検視していくかというのも一つの大きな問題になるのではないかという気がします。現実論として、人が亡くなってそれを検視する体制の実績というものなかなか出てこないと思います。非常に難しいところもあり、研修だけでは厳しいのではないかと思います。できるだけそういうことも重要であり、その時になって考えるのでは駄目ですので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。そこで、いろんな角度がありますから、警察だけでは御遺体の取扱いは無理です。市町村の関係、それから歯医者とか医者との関係、県との絡みなど、いろいろあると思ひますが、この辺りはどう考えていら

っしやいますか。

松岡刑事部長

今、御指摘ございましたように、それぞれの問題点を抱えているということは認識しております。まず、検視の場所でございますけれども、これは市町村においてそれぞれの場所を指定していただけるということをお聞きしております。各警察署単位で市町村とも連携しながら、どういう場所を実施するなど、いろんな条件がございます。御遺体を搬送する車両の通行ができる広い場所、道路の問題といったことを含めまして、それぞれ検討しているところでございます。個々具体的には公表しておりませんが、各市町村において指定していただいているところでございますので、警察も連携しながらそれに対応して、発生時に的確に対応できるようにやってまいりたいと考えております。また、検視につきましては、やはり何と申しましても死因の究明と身元の確認というのが最重要でございまして、これらにつきましては、警察と医師会、歯科医師会などが連携いたしまして、身元を確認していくという形を取っております。そのため、徳島県警察・医師会・歯科医師会の連絡協議会というのを、ずっと昔から策定しておりまして、今も年に数回会合を進めているところでございます。また、歯科医師会におきましても、個々具体的に、個別に災害コーディネータ等による講習会、研修会等といったものを開催されるということで、全国的に行われておりまして、徳島県におきましても11月に実施されているとお聞きしておりますので、これも警察の方から出席して、連携をとっていきたいと考えております。

西沢委員

これについては、県関係の他の部署にお願いをしたいのですが、今の警察と歯医者や医師とが連携してやるというだけでは駄目です。防災対策特別委員会でも言いましたけれども、県の方もこの中に入ってやるべきことはあるのではないかと思います。それから、市町村も一緒になってやらなければいけないと思います。まずは一番最初言いました出発点は、御遺体がどのくらいということ、例えば、徳島県だと3万1,000人だったら3万1,000人を頭にするというのであれば、それは足並みを揃えないといけない。各市町村、歯医者、医師、それから県と皆が足並み揃えた出発点でなかったらいけないと思うのですが、ここに居ませんが、歯医者や医師と一緒に合同でやっていると言いましたが、その辺の足並みは揃っているのですか。

松岡刑事部長

医師会・歯科医師会との連携と申しますのは、十分にできていると当方では認識しております。このたびの総合訓練といったものについては、市町村も入っていただく。現に、来年の1月ですが、阿南のほうの休校している小学校でそういう訓練をすることになっております。シミュレーションをして、どういう形で身元の確認、あるいは遺体の搬送をしていくかといった訓練をすることになってございますけれども、それには市町村も参加していただいて、今、県の方にも出席していただくよう、協力を求めているところでござい

ます。

西沢委員

今言ったように3万1,000人という全体の中で、出発点の各市町村の人数がありますが、それはそのとおりで、各市町村の皆さんの足並みは揃っているのですか。

松岡刑事部長

県のほうの試算として、御指摘の人数は出ております。現在、シミュレーションはしておりますけれども、実際にどれだけ発生するかというのは具体的に出ておりません。各市町村におきまして、警察も含めて、3万1,000人という数に固執した数は出ていないところでございます。

西沢委員

危機管理もですが、まず出発点を揃えなければ、出発できません。そこからいろんなことをやるのですから。これについては、危機管理部のほうでも強く言っておきます。

それから、警察の予算関係の中で、例えば研修費用、それから検視の備品、必要品などがありますが、御遺体に対するお金というのはどのくらい必要ですか。

樫本委員長

小休します。（11時34分）

樫本委員長

再開いたします。（11時36分）

西岡警備部長

御指摘のとおり、通常の検視業務、学校教養など、いろいろ対応しているところでございます。

西沢委員

普通だったら、地震、津波に対する備品などの確保をしていますよね。私もわからないのですが、例えば、検視だけでなく、捜索に対する必要なものなど、警察として必要なものはどのようなものがあるのか、まずはお聞きしたい。そのための備品の準備などしているのですか。

樫本委員長

小休します。（11時37分）

樫本委員長

再開します。（11時37分）

西岡警備部長

予算の分類上の問題もあろうかと思うのですが、御案内のとおり、くくりにつきましては、警察の中でも交通部でありますとか、いろいろ分類がございます。その中で、渾然一体となっておりますので、それに特化して、3万1,000人に対する準備という分類での予算分けはしておりません。

西沢委員

確かに難しい問題です。しかし、難しいからといって放っておいて、県南部の各町で何千人もの人が亡くなると大変になると思います。当然ながら、亡くなったことに対して、それをどうするのか。御遺体だけでなく、いろんな角度でいろいろなものが大変ですが、その中でも今できることは先にやらなければならない。そのために皆さん方がいろいろ検討してるのですから。そういう中で、御遺体に対しても何かしなければならないことがあるのかなということで質問したのであって、絶対できないものに対して、するようには言っておりません。ただ、どこまでできるのでしょうか。例えば、検視官の資格を取るのであっても、通常でも危ないという状況の中で、二、三十年までずっとやり方は変わりませんというのでは、それでいいのかなという思いはします。その時、検視官1人が何百人もの検視をしなければならなかったら困ります。例えば、医師関係も検視はできるのですか、警察だけしか検視はできないのですか、少し教えてください。

松岡刑事部長

検視については、検察官も含めますが、警察官が行うことになっている。検案について、死因の究明や助言を医師の方から頂いて、そして検案していただく。死因について決定していただくことになってございまして、検視そのものは警察官が行うということでございます。先ほどの御質問でございますけれども、それぞれの教養等について、上席検視官というのは東京の警察大学校へ入校して、数か月間、解剖でございまして、検案に必要な技能を修得してくるということでございます。各県のほうでは、県の警察学校で必要な講師を招いて研修をしているところでございます。研修費については、県費あるいは国費で賄っているところでございます。また、資機材の関係でございまして、通常行う資機材、あるいは今度の災害を想定しての資機材というのは備蓄しているところでございますけれども、今、委員御指摘のように、想定の数だけ準備しているのかというと、今のところ、実質的には確保できていないところでございます。これについては、発生時の状況に応じて、その署が非常に多く要ることであれば、近接署、あるいは他の警察署から資機材を集めてくる。あるいは、徳島県だけでなく、四国、あるいは全国から資機材を持ってくる。正に東日本大震災がそういう状況でございまして、検視官も徳島県からも参る。そして、資機材等も持って行く。そして、車両等も必要であれば、警察庁の指定によって配置換えをするといった資機材の対応というのを行ってるところでございまして、

西沢委員

残念ですが、今回シミュレーションしたものと東日本大震災とは、桁が違います。方や何千人、方や何十万人という形で違い、全国の何分の一の人間が被災します。その中で、できることは限られてくると思います。100%準備しろとは言っていませんが、それをどうするかという議論は必要だと思います。これは、何にも議論せず、できないというのは駄目だと思います。やっぱり、最高レベルはできなくても、必要最低限のレベルはどこまでなのかといったことを皆で議論をして、足並み揃えてしなければ、例えば、御遺体を捜索して、それから、どういうことで亡くなった、事故なのか、それとも殺されたのか、いろいろあります。次々と連携してやっていかなければならない中で、一つだけが出ていって、一つがやってないということになると流れていきません。やっぱり、周りの人も御遺体の御親族の方々も大変残念な思いををすると思うので、だからこそ、ちゃんと連携してやらなければならない。同じように、皆が頑張れる体制を作らなければならない。そのために、ではどうするのかというところをちゃんとゼロから考えていかなければならないと思います。100パーセントできるとは思っていません。でも、どこまでできるのかという議論は必要だと思います。表で議論できるか、できないかというのは別として、水面下でも決めておく必要があると思います。そういうことも含めて頑張ってもらいたいと思います。

藤田元治委員

先ほど、平成24年度の警察本部の主要施策の第1点目で、身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保ということで、子供、女性を犯罪から守るため、声掛けであるとか、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙、指導警告を講じる先制的な予防体制をして、県民の安全・安心の確保に努めたといった報告があったわけですが、先般、女子高生が刺し殺された東京都の三鷹市のストーカー事件が、今、毎日のように報道され、社会問題化しているわけですが、本年10月からストーカー法の規制が改められまして、警察が男女関係のトラブルに関しても介入、踏み込めるようになって対応しやすくなり、ストーカー犯罪が非常に少なくなると思った矢先の本当に残念な事件でありました。そこで、県警のストーカー対策について、ちょっとお尋ねしたいのですが、徳島県内の情勢として、ここ3年間のストーカー関連の相談事例、件数、事件検挙数の数値は、どのように推移しているのですか。

小倉生活安全部長

ストーカー事案の相談件数等についての御質問でございます。

県内におきまして、ストーカー事案として受理いたしました過去3年の相談件数及び警告・検挙件数についてお答え申し上げます。平成22年中が、相談件数が214件、警告件数が16件、検挙件数は2件、平成23年中は、相談件数が223件、警告件数が16件、検挙件数が5件、昨年の平成24年度中が、相談件数が208件、警告件数が21件、検挙件数が2件でございます。この過去3年間はほぼ横ばいの状態で推移している状況でございます。

藤田元治委員

相談件数，検挙件数等々ともに横ばいの状況ということで，今回の三鷹市の事件ですが，相談が寄せられ，そしてそのことが人命に関わるようなことでもあるのにもかかわらず，署長が発生まで相談が寄せられていることを知らなかったという話でした。相談に対するチェック体制については，非常に疑問が残るところであります。県警では3年間で寄せられた約200件の相談に対して，どのようなチェック体制を敷いているのですか。

小倉生活安全部長

ストーカー相談のチェック体制についての御質問でございます。

ストーカーをはじめとします恋愛感情等のもつれに起因します各種のトラブルや事件のうち，被害者やその親族等に危害が及ぶおそれのある事案は，事態が急展開しまして殺人事件等の生命に関わる重大事件に発展するおそれが強いことから，この種の相談に対しましては，厳格なチェックを実施するように，日頃から指導教養を徹底しているところでございます。県警察のストーカー相談に対しましてチェック体制についてでございますが，警察署でストーカー相談を受理いたしました場合，相談を受理した者は警察総合相談業務支援システムがございまして，そのシステムに入力をいたしまして相談票を作成いたしますとともに，事件を主管しております生活安全課長等を通じて経由しまして，速やかに警察署長に報告しているところでございます。また，特に緊急を要する相談で，早急な対応が必要な事案につきましては，署長に口頭，または電話等で報告，速報いたしまして，署長指揮のもと，被害者保護を最優先とした措置を執るとともに，また，県本部ストーカー対策室にも報告をしていただいて県本部と連携して，組織的な対応を執っている状況でございます。

藤田元治委員

警察に報告したことがストーカー行為等というものを再び逆上させるといいますか，行為者に対して過激な行動を起こしやすい。この三鷹市の事件は正にそういう点があって，警察に相談して，そのために刺し殺されたといったことがマスコミ等で報じられたわけです。検挙に加えて，行為者に対して二度とストーカー行為をさせないようなカウンセリングみたいなものが必要ではないかと思いますが，再犯防止対策についてはどのような対策をとられているのでしょうか。

小倉生活安全部長

再犯防止対策についての御質問でございますが，現在のところ，県警察で実施しております防止対策といたしましては，被害者に対しまして定期的な連絡を行う中で，同一の加害者による新たなストーカー行為が認められた場合，違反行為を特定いたしまして，迅速な警告，検挙活動を実施している状況でございます。また，委員から御指摘がございましたストーカー事件の再犯を防止するためには，警告，検挙だけではなく，専門機関との連

携によります加害者に対する精神医学的、さらに心理学的なアプローチを通じて加害者の更正を図るといったことも重要であると言われております。こういった点について、現在、警察庁におきまして、精神医学の専門機関と連携し、具体的な実施手法等について検討しているものと承知いたしております。県警察では、このような新たな取組については未だ実施に至っておりませんが、今後、警察庁等の指示等に基づきまして、実施についての検討を行ってまいりたいと考えております。

藤田元治委員

今回の三鷹市の事件で非常に感じたことですが、被害者の方を本当に守るという意味におきましては、犯人を検挙するだけでは非常に不十分な部分があって、具体的な安全対策、例えば、ストーカーの被害者の方を守るために警察が紹介できるというか、いわゆる駆け込み寺的な施設は県内にあるのでしょうか。また、警察署を訪れた方や相談者の意向を確認した上で、署や交番等々で一時的に保護するといった必要があるのではないかと思います。被害者の安全確保について、県警はどのような考えを持たれているのか、お伺いをいたします。

小倉生活安全部長

被害者の安全確保対策についての御質問でございますが、本県におきましても配偶者暴力被害者の一時避難施設といたしまして、県の配偶者暴力相談支援センターや民間のシェルターがございます。また、警察署等では、危険が切迫した事案の被害者等を緊急的に受け入れる場合がございますが、被害者を宿泊させるような避難施設はございません。このため、ストーカー事案が発生し、危険性が認められ、緊急の避難を要する場合、こういった支援センター等に一時避難の受入要請を行うことのほか、被害者に対しまして、加害者が知らない親戚、知人宅等への避難の助言、指導等必要な場合の警戒活動を実施するなど、被害者の保護措置を実施しているところでございます。さらに、被害者の安全確保に万全を期するため、県警察では、警察署における被害者の一時保護、警察官による自宅周辺の警戒活動の実施のほか、被害者に対する監視カメラの貸出、110番登録システムへの登録、住民基本台帳閲覧制限への支援等、被害者保護のための援助活動を行っているところでございます。

藤田元治委員

まずは被害者の方の安全確保が最優先だと思いますので、万全を期していただきたいと思っております。

次に、決算特別委員会では毎回懸案になることではないかと思うのですが、警察職員の皆さん方が公務中に発生した交通事故であります。これについては、総務委員会で毎回示談、和解が成立したといった報告を受けているわけではありますが、やはりこの賠償金というのは県民の税金でありますので、なかなかゼロというのは難しいかもしれませんが、本当にゼロを目指さなければいけないと思っております。交通事故の件数と賠償額について、お尋

ねしたいと思います。

鹿山首席監察官

公務中の交通事故の件数及び賠償額の合計ですが、平成22年は16件で551万1,821円、平成23年は11件で391万6,494円、平成24年は13件で320万9,302円、平成25年ですが、現在のところ9件で254万6,825円となっております。

藤田元治委員

大分減ってきているようですが、毎回、事故原因の報告を受ける中で、一般の方でもこういったミスはなかなかありませんよといった、いわゆる凡ミスが今年度もありまして、例えば、サイドブレーキの掛け方が甘く、自動車が自然に動き出したみたいであります。

そういった凡ミスが報告されているのですが、こういった原因でそうなっているのか、少し代表的なもので結構ですので、教えていただきたいと思います。

鹿山首席監察官

事故の原因でございますが、過去3年間のうち、最も多いのは安全不確認、車両などと接触する事故で、次いで前方不注意による追突、そして、後方不注意による事故の順になっております。また、年代別では若年層の事故が多く、運転が未熟なことから、運転の機会が多いことも一因と考えております。なお、単純な不注意による事故の事例でございますが、先ほど委員おっしゃいました平成24年12月の件については、捜査用車両が現場に着きまして、緩やかな勾配のある場所において、駐車ブレーキを確実に行わないまま車を離れまして、勝手に車が動いて追突した物損事故がございました。また、本年4月の事故ですが、これから降車するために捜査用車両のドアを開いた際、ドアが隣の駐車車両に接触したという物損事故がございました。

藤田元治委員

人が運転する以上、交通事故というのは本当になくならないと思います。特に、警察職員の皆さん方は非常に長時間運転する機会もあるだろうし、無くならないと思いますが、ゼロを目指していなければならぬので、今、説明を受けました小さな凡ミスといったものは減らしていくのは可能だと思います。そして、そういったことが事故ゼロを目指すことに繋がっていくのではなかろうかと思います。運転指導について、小さなミスや凡ミスについての運転指導について、県警はどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

鹿山首席監察官

県警察及び警察官は、交通違反、事故を指導する立場にございますので、当然、ゼロを目指すことが目的でございます。日頃、県警察におきましては、職員の交通事故防止につきまして、指導しているところです。特に、緊急車両に関しましては、運転技能検定等の

特別の研修も実施しております。また、交通事故を起こした職員に対し、反省文を書かせたり、適性検査、学科試験、実技試験、反省検討会を催すなど、交通事故防止実践塾を受講させたりもしております。御質問頂きました単純な不注意による事故の多くが、前を見て、後ろを見ていない安全不注意でございます。ですから、運転者もしくは同乗者に、例えば、「右よし」、「左よし」という安全呼称を推奨しておりますし、例えば、同乗者が後ろに降りて、後ろを確認する、もしくは現場出動時、幹部等による安全運転としての声かけ、「気をつけて行けよ」ということを行いますとともに、各所属におきまして、班を編制し、交通事故防止の討議を行うなど、安全運転のための意識付けを行っております。

藤田元治委員

警察官も人であり、人が運転する以上なかなか事故ゼロというのは難しいかもしれませんが、しかし、やっぱりゼロを目指していくのが本来の姿であろうかと思っておりますので、指導を徹底していただいて、可能な限り職員の事故を減らし、県民の模範となるような運転に努めていただきたいと思います。

樫本委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時02分）